

大綱6

安全・安心な暮らしのできる まちづくり

～生活環境の充実の施策～

① 環境の保全・創造

② 総合的なごみ処理の推進

③ 交通安全・防犯体制の充実

④ 防災・消防・救急体制の充実

⑤ 安全な消費生活への支援

1

環境の保全・創造

町の現況と課題

地球温暖化現象は、異常気象をもたらすとともに、生態系などに深刻な影響を与えることが懸念され、わが国においても地球温暖化防止活動の推進が図られています。そのようななか、本町では、「*松伏町地球温暖化対策実行計画」を策定し、CO²排出量の削減に向け取り組んでいます。

特に2011年(平成23年)3月11日の東日本大震災による原発事故により、わが国のエネルギー政策は大きな転換を迫られており、太陽光や風力、*バイオマスなど*再生可能エネルギーに大きな期待が寄せられています。

健康で安心して暮らせる生活環境を維持するため、河川の水質など環境調査を実施し、良好な環境を阻害することのないよう努めるとともに公害、空き家などの発生防止、解消に向けた取り組みを進めています。

基本方針

再生可能なエネルギーの利用に取り組むとともに、快適な生活環境を維持するため行政・町民・団体・事業者が一体となって環境保全・創造に努めます。

施策の成果指標

指標名	現状値(2016年度 (平成28年度))	目標値(2023年度末)
行政の*排出温室効果ガスの排出量	1,731,937kg-CO ²	現状値の5%減
太陽光発電の普及件数	18件	累計100件

基本計画

(1) 環境にやさしい生活スタイルの構築

①環境基本計画の策定推進

本町の環境行政の指針となる環境基本計画を策定し、行政・町民・団体・事業者が一体となった取り組みを推進します。

②省エネ・省資源活動の推進

冷暖房の適正な温度設定など省エネ・省資源活動について、行政が率先することで、町民や事業者の取り組みを促進します。また、環境に関する学習機会を提供するとともに、公共交通や自転車の利用を奨励します。

③再生可能エネルギーの普及

太陽光発電など再生可能エネルギーの普及に向けた取り組みを関係機関と連携して推進します。

(2) 良好な生活環境の保全・創出

①不法投棄の未然防止

不法投棄対策として関係機関と連携し、パトロールの強化など、不法に投棄されにくい環境の構築に努めます。

②生活型公害対策の推進

近隣の騒音などの生活型公害のトラブル防止や生き物の飼育マナーの向上など、共に快適な生活を送ることができるよう、意識啓発を推進します。

③空き家・空き地対策の推進

空き家などの所有者などに対し、周辺的生活環境への悪影響を防止し、適切な管理が図れるよう対策を推進します。

(3) 環境汚染の防止

①公害防止体制の充実

公害を未然に防止するため、関係機関と連携を図りながら、事業所などに対して立入検査や指導を行うとともに、町民の意識啓発を図ります。

行政が*アイドリング・ストップなどについて率先することで、町民や事業者の取り組みを促進します。また、野外焼却については、監視強化と防止対策を推進します。

②環境調査の実施

健康に大きな影響を及ぼす有害物質などについては、関係機関と連携して、大気測定や河川の水質検査を実施します。

用語解説(50音順)

アイドリング・ストップ

大気汚染や温暖化の防止のため、駐停車時に自動車のエンジンを止めること。

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

バイオマス

間伐材や製材のおが屑、剪定(せんてい)枝葉や建築廃材、畜産で生じる糞尿、下水道の汚水処理場で集められた有機物、家庭の台所のごみなど生物起源のエネルギー資源の総称。再生可能エネルギーの1つ。

排出温室効果ガス

生活や生産活動により排出される、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。

松伏町地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、職員が自ら地球温暖化をもたらす行動を改善することにより、町民や事業者の模範となって地球環境への負荷を低減していくことを目的とした計画。

2

総合的なごみ処理の推進

町の現況と課題

地球規模での環境保全意識の高まりのなかで、町民一人ひとりの最も身近な取り組みとして、ごみの減量やリサイクルがあります。

本町では、2002年度（平成14年度）から「3万人町民ごみ減量大作戦」を実施し、その結果、家庭系ごみ収集量は、横ばいからやや減少で推移となっていましたが、近年は再び増加傾向にあります。

そのために分別収集の徹底によるごみの減量化や資源化に努めるとともに、リサイクルの推進のため、町民団体が実施する資源回収への支援を実施しています。

可燃ごみの処理は、*東埼玉資源環境組合による広域処理で実施していますが、不燃ごみは町の中間処理場で分別し、最終処分ごみの減量に努めています。

基本方針

ごみの減量化・再資源化に向け、行政・町民・事業者が一体となって取り組みを推進する一方、排出されたごみの適正処理や体制の充実を図ります。

施策の成果指標

指標名	現状値(2016年度 (平成28年度))	目標値(2023年度末)
町民1人1日当たりの可燃ごみ排出量	562g	503g
町民1人1日当たりの不燃ごみ排出量	15.7g	15.4g
資源リサイクル率	11.3%	12%

基本計画

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

①ごみの排出抑制

行政・町民・事業者が一体となって*4R活動を推進し、ごみの排出抑制を図ります。また、生ごみの堆肥化を促進します。

②再資源化の推進

ごみの再資源化に向けて分別収集の徹底を図ります。また、リサイクル製品の利用に向けた意識啓発やリサイクル活動団体への支援、*フリーマーケットなどの情報提供を図るとともに、事業者に対しても意識啓発などを通してリサイクル活動を促進します。

③ごみ有料化の拡大

ごみの減量化や再生利用を促進するため、粗大ごみ処理手数料及び不燃ごみ指定袋の単価見直しを検討します。

(2) ごみ処理体制の充実

①*リサイクルセンターの整備促進

ごみの再資源化を進め、埋立処分されるごみを減らすため、本町の規模に適した*中間処理施設としてリサイクルセンターの整備を推進します。

②*最終処分場の確保

不燃ごみを適正に処理するため、最終処分場の確保に努めます。

③ごみの広域処理体制の充実

可燃ごみを効率的に処理するため、東埼玉資源環境組合による広域処理体制の充実を促進します。

用語解説 (50音順)

最終処分場

再利用不可能なごみを最終的に埋立て処分する場所。

中間処理施設

排出されたごみからリサイクル可能な部分を分別することなどにより、ごみの減量化とリサイクルの推進を図るための施設。「リサイクルセンター」参照。

東埼玉資源環境組合

越谷市、草加市、吉川市、八潮市、三郷市、松伏町で構成される一部事務組合。可燃ごみ及びし尿処理に関する事務を行っている。

フリーマーケット

家庭で不用になった日用雑貨品、衣類などを持ち寄り、販売する市場。公園などで開催される。

4 R活動

「不要なものは手に入れない (Refuse)」「できるだけごみを出さない (Reduce)」「使えなくなるまで繰り返し使う (Reuse)」「使えなくなったものは再び資源として活用する (Recycle)」の略。

リサイクルセンター

処理能力が1日当たり5トン未満の中間処理施設。これに対して、処理能力が1日当たり5トン以上で、啓発施設やリサイクル製品の作成などを行う施設が併設されているものをリサイクルプラザと呼ぶ。

3

交通安全・防犯体制の充実

町の現況と課題

町内には狭あい道路が多く、交通事故発生状況としては2011年（平成23年）以降横ばいとなっています。高齢者や子どもなどの交通弱者が事故の当事者となるケースが増加しており、高齢者が安心して外出することのできる環境や、子どもが安全に通学できる環境づくりが必要となっています。

地域が一体となって交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に向けた取り組みが求められています。

本町は、警察や関係機関との連携のもと自主防犯活動団体の活動に対する支援を行い、地域防犯の向上に努めています。全国的な傾向として犯罪が多様化、複雑化していることから、防犯に対する町民の意識向上を図っていく必要があります。町民の防犯意識の啓発や町内の防犯パトロール、「*子ども110番の家」などを実施するとともに、防犯施設の設置を行っています。

基本方針

交通安全意識の向上を図るとともに、関係機関・関係団体と連携し、地域の交通事情を踏まえた交通安全施設の整備を進めます。

町民が安心して暮らせるよう、地域の防犯力の向上に努めます。

施策の成果指標

指標名	現状値(2016年度 (平成28年度))	目標値(2023年度末)
交通事故死傷者数	118人	86人

基本計画

(1) 交通安全の推進

①交通安全教育の推進

交通指導員や交通安全関係団体と連携した交通安全運動により、子どもや高齢者を主な対象とした交通安全教育を推進します。

②交通安全対策の充実

地元の要望を踏まえ、交通安全施設の整備・改善を図ります。また、*通過交通を排除するため、生活道路の交通規制について検討します。なお、規制による交通利便性の低下という一面もあることから、地域住民とともに検討します。

(2) 防犯体制の充実

① 防犯意識の啓発

防犯に対する知識の普及や意識の啓発を図るため、関係機関や関係団体と連携し、防犯教育や広報活動を行います。

② 自主防犯組織のネットワーク化

自主防犯活動団体の活動を支援するとともに、ネットワーク化により防犯活動の活性化を図ります。また、子どもを犯罪から守るため、「子ども110番の家」の拡大を図ります。

③ 防犯設備の整備・充実

暗い場所や夜間に危険な場所など、犯罪が発生しやすい場所をなくすため、防犯灯などの整備・充実を図ります。また、警察官による町内パトロールの強化を図ります。

用語解説(50音順)

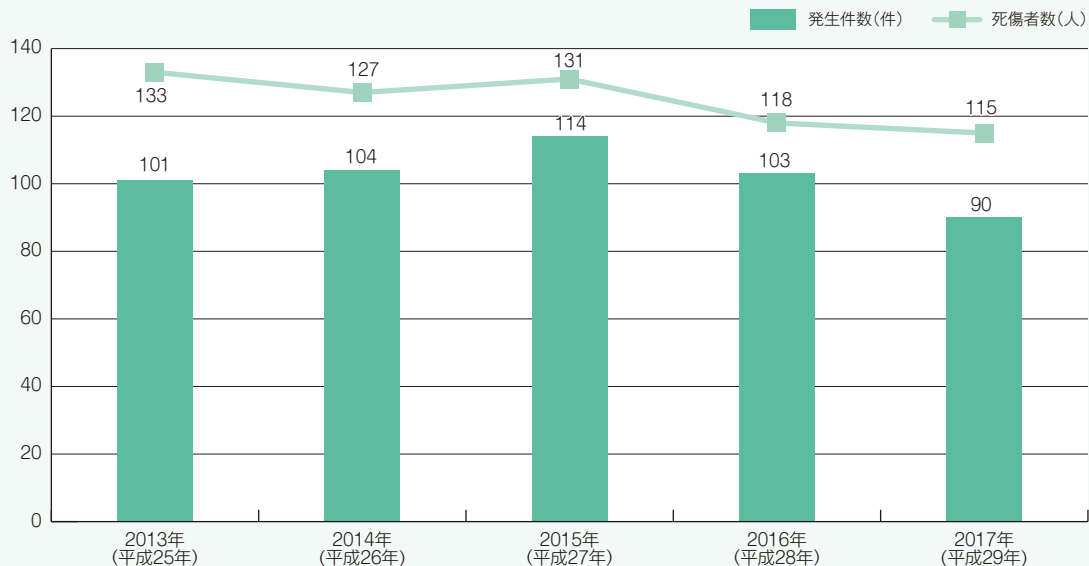
子ども110番の家

子どもたちが犯罪等の被害に遭いそうになった場合に駆け込み、助けを求めることができるように、「子ども110番の家」の表示板を掲げて一時的な保護や警察等への連絡などを行う緊急避難場所のこと。市町村、PTA等から委嘱された地域のボランティアで運営される。

通過交通

ある地域を単に通行するだけで、その地域内には目的地をもたない交通であること。

交通事故発生状況



資料 総務課

4

防災・消防・救急体制の充実

町の現況と課題

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、町民の生命、身体及び財産の危機を改めて認識させるものとなり、引き続き防災訓練や啓発活動などを通じて町民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、関係機関との連携に努めていくことが必要となっています。

「*松伏町地域防災計画」は2015年（平成27年）3月に改定しましたが、災害の大規模化・激甚化を踏まえ、継続的な見直しが求められています。

本町では、町民の生命・財産を守るため、*自主防災組織への活動支援や地域での防災訓練、*職員危機管理マニュアルを毎年更新するなど災害発生に備えています。また、*要配慮者世帯の状況把握や見守り体制の整備に努めています。

治水対策については、水防倉庫の設置、雨水幹線や排水設備の整備を行っています。

また、関東・東北豪雨被害を踏まえ、関係機関と連携し、水防災意識の再構築に努めるとともに、*洪水ハザードマップの見直しをする必要があります。

消防・救急活動については、*吉川松伏消防組合による広域かつ効率的な消防・救急体制を構築し、消防力の強化を図るとともに、火災予防・防災知識の普及を図っています。

基本方針

地震や風水害などの自然災害から町民の生命や財産を守り、安心して暮らすことができるよう、地域ぐるみで災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築します。

施策の成果指標

指標名	現状値(2016年度 (平成28年度))	目標値(2023年度末)
防災リーダーの認定人数	11人	100人
自主防災組織の組織率	55.1%	75%

基本計画

(1) 防災体制の充実

①大規模地震対策

災害時の庁舎施設の機能確保を図るとともに、災害用備蓄の充実、生活の基盤となる橋・ガス・上下水道などの耐震化を図ります。

②危機管理体制の充実

非常時における職員の対応能力の向上のため、職員危機管理マニュアルの着実な運用や情報収集体制の強化、危機管理に関する調査研究に努めるとともに、意識の高揚を図ります。

③自主防災組織の育成

地域防災力の向上のため、自主防災組織の育成と組織率の向上に努めます。

④要配慮者の支援体制構築

地域内の一人暮らしの高齢者・障がい者の把握に努め、要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を構築します。

⑤災害時における相互支援体制の充実

災害時の応急・復旧体制を強化するため、事業者から食料や物資の供給を受けることができるよう、*災害協定を締結するとともに、他自治体との相互支援体制の構築に努めます。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

①防災意識の啓発

町民や事業所の防災意識の向上を図るため、広報や地震・洪水ハザードマップの全世帯配布によるPRや防災訓練などを充実します。

②治水対策の推進

大規模な水害の発生を防ぐため、国や県による河川改修事業の促進を図ります。また、松伏町地域防災計画の水害等予防対策に基づき、洪水ハザードマップなどにより、浸水想定区域の周知を図るとともに、雨水対策として、*公共下水道雨水幹線の維持管理に努め、排水ポンプの設置などにより、内水対策に努めます。

(3) 消防・救急体制の充実

①消防力の充実

消防組合による消防・救急業務の充実を図ります。また、地域の防災活動に重要な役割を担う消防団員について、機能別制度の導入を検討し、消防団員の確保に努めます。

②救急体制の充実

救急搬送体制の強化や*救急救命士の確保、町内外の医療機関との連携強化を図るとともに、町民に対する応急措置方法の普及を推進し、救命率の向上に努めます。

用語解説 (50音順)

救急救命士

救急救命士法に基づき「厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者（第2条）」のこと。救急救命士の資格を有する救急隊員（消防機関の救急業務に従事する）は、医師の指示の下、一般の救急隊員にはできない高度な救急救命処置を行うことが可能である。

公共下水道

下水道法では、公共下水道を「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」と定義している。

洪水ハザードマップ

ハザードマップ (hazard map) とは、災害予測図のことで、地震、火山の噴火、津波といった自然災害の及ぶ範囲を予測した地図のこと。洪水ハザードマップは、洪水の被害予測図をいう。

災害協定

災害が起きたときのためにあらかじめ関係機関と協定を交わし、応急対策、物資支援などの協力を確保するためのもの。

自主防災組織

地域住民が災害から自分たちの地域は自分たちで守ろうとする連帯感と住民の隣人相互扶助の精神に基づく、自治会単位の住民による防災組織のことをいう。

職員危機管理マニュアル

災害が発生する恐れのあるときや発生したときに町が適切な対応ができるよう、町職員がとるべき行動や、庁内の体制、関係機関との連携について定めたもの。

松伏町地域防災計画

災害対策基本法に基づき、地域に係る災害に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。

吉川松伏消防組合

吉川市と松伏町で構成される一部事務組合。消防や救急に関する事務を行っている。

救急発生状況

	発生件数 (件)
2013年(平成25年)	1,055
2014年(平成26年)	1,110
2015年(平成27年)	1,058
2016年(平成28年)	1,136
2017年(平成29年)	1,197

資料 吉川松伏消防組合

火災発生状況

	発生件数 (件)	焼損面積 (㎡)
2013年(平成25年)	25	9,446.3
2014年(平成26年)	25	1,072.4
2015年(平成27年)	13	1,024.6
2016年(平成28年)	13	4,039.7
2017年(平成29年)	15	2,526.7

資料 吉川松伏消防組合



松伏町防災訓練



松伏町防災訓練

5

安全な消費生活への支援

町の現況と課題

消費生活においては、自己責任の部分が多いため、製造者からの提供をもとに、的確に判断できる消費者知識の向上が求められています。インターネットやスマートフォンの普及により、さまざまな商品やサービスの入手が容易となった反面、悪質商法や詐欺事件が発生しています。

このような状況に対応するため、本町ではガイドブックの配布や情報提供を図るとともに、*消費生活センターでは週4日消費生活相談を行っています。

特に多い高齢者被害に加え、成人年齢の引き下げに伴う若年者などに対する教育、啓発や被害防止の取り組みを行うことが国からも求められています。

基本方針

消費生活の安定向上をめざし、消費者の意識を啓発するとともに、関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。

施策の成果指標

指標名	現状値(2016年度 (平成28年度))	目標値(2023年度末)
消費生活セミナー参加者数	0人	75人
消費者団体の会員数	0人	65人
消費生活相談窓口開設日数(年間)	190日	195日

基本計画

(1) 消費者の自立の支援

① 情報提供の充実

悪質商法や詐欺事件など、多様な年代に対して消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者教育を推進します。

また、広報紙、ホームページ、パンフレットなどを活用し、商品知識など情報提供に努めます。

(2) 消費者相談体制の充実

①消費者相談の周知

消費生活トラブルの早期解決を促進するため、消費生活センターで行っている消費者相談の周知に努めます。

②関係機関との連携

*県消費生活支援センターなど関係機関との連携し、消費生活相談体制の強化や消費生活トラブルなどに関する最新情報の提供などに努めます。

用語解説 (50音順)

県消費生活支援センター

埼玉県消費生活支援センター。消費生活に関する相談・商品テスト・消費者教育・情報提供を実施している。

消費生活センター

消費生活の問題やトラブルにおいて、消費者への助言や業者側との交渉を行うほか、役所の担当部局や関係機関を紹介する。



振り込め詐欺防止の啓発活動

